参考資料　1

令和８年度埼玉県地域職業訓練実施計画（総合計画）

埼　　玉　　県
埼　玉　労　働　局
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇 用 支 援 機 構 埼 玉 支 部

１　総説

（１）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、埼玉県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国及び埼玉県が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第１項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の７第３項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律 47 号。以下「求職者支援法」という。）第４条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、埼玉労働局、公共職業安定所、埼玉県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

※公的職業訓練の内訳及び実施主体

〇公共職業訓練

・埼玉県

・国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部＜ポリテクセンター埼玉＞）

〇求職者支援訓練

・国

（２）計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

（３）計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

２　労働市場の動向と課題等

（１）労働市場の動向と課題

埼玉県の雇用失業情勢は、足下の令和７年 12 月現在では、求職者が引き続き高水準にあり、求人

の動きにも足踏みがみられるなど、持ち直しの動きに弱さが感じられ、引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

一方、中長期的にみると、埼玉県においては生産年齢人口が 2000 年の 501 万人をピークに減少が続き、2040 年にはピーク時の約 78%に当る 392 万人となることが見込まれている。生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

少子高齢化・人口減少社会が加速する中において、働き手の確保と労働生産性の向上のためには、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者・女性の活躍推進と高年齢者の生涯現役社会の実現など環境整備を進める必要がある。

また、ものづくり現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、当該現場の戦力となる人材の育成を図るとともに、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の加速化を踏まえたＩＴ分野の訓練の充実など、産業界や地域の人材ニーズに合わせて労働者の能力向上を図っていくことが重要である。

（２）令和７年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和７年４月から令和７年 11 月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は 73,570 人。

令和７年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。（令和７年 12 月末現在）

○公共職業訓練（施設内／離職者訓練）

・埼玉県　155 人

・ポリテクセンター埼玉　388 人（※標準、企業実習付、導入訓練合計）

○公共職業訓練（施設内／在職者訓練）

・埼玉県　3,113 人

・ポリテクセンター埼玉　2,185 人

○公共職業訓練（委託訓練／離職者訓練）

・埼玉県（離職者等再就職訓練）　3,372 人

（うち長期高度人材育成コース　246 人）

（うちデュアルシステム訓練　39 人）

（うち母子家庭の母等の自立促進事業　2 人）

○公共職業訓練（学卒者訓練）

・埼玉県　344 人

○障害者等に対する公共職業訓練

・埼玉県　189 人

（うち施設内訓練　20 人）

（うち委託訓練　169 人）

○求職者支援訓練　709 人

※埼玉県が実施する公共職業訓練の受講者数については、前年度からの繰越者を含む

令和７年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）　施設内訓練　県※1 76.9%、機構※2 88.6%

委託訓練※3　73.6%

・求職者支援訓練※4　　基礎コース　46.2%
　　実践コース　57.2%

※1　令和７年９月末までに修了したコースの３か月後の実績
※2　令和７年９月末までに修了したコースの３か月後の実績
※3　令和７年８月末までに修了したコースの３か月後の実績
※4　令和７年７月末までに修了したコースの６か月後の実績

３　計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

（１）実施方針

産業界の人材ニーズや求職者の訓練受講ニーズに対応しつつ、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置いて訓練を実施する。

また、さまざまな課題を抱える就職困難者に対するきめ細かな訓練や若者・女性・高齢者の活躍を促進するための訓練を実施する。

あわせて、高等技術専門校は地域に根差した産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点を目指し、情報発信、就職支援や企業等との連携などの機能の充実・強化を図る。

（２）公共職業訓練（離職者訓練）

①　施設内訓練に係る実施規模と分野

・埼玉県は、離職者を対象にビル管理科などの訓練を 5 科目、200 人（障害者向け訓練を除く）の定員で実施する。
・年齢制限や求職者に限定する入校要件を廃止する。
・これらの訓練受講者の就職率は 80%を目指す。

校　　名	定　　員	科　目　名
川口高等技術専門校	80 人	ビル管理科、機械科（デュアルシステム）
川越高等技術専門校	60 人	ビル管理科
熊谷高等技術専門校	20 人	機械科（デュアルシステム）
熊谷高等技術専門校秩父分校	40 人	介護サービス科
合　　計	200 人	5 科目

・(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構埼玉支部では、雇用失業情勢及び事業主等の人材ニーズをもとに、雇用のセーフティネットとして早期に再就職するための訓練を実施する。
・子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方への就業促進のため、訓練期間を標準６か月間から４か月間、１日の訓練時間を標準６時限から４時限に短縮したものづくりサポート科（短時間）を実施する。
・これらの訓練受講者の就職率は 82.5%を目指す。

校　　名	定　　員	科　目　名
ポリテクセンター埼玉（埼玉職業能力開発促進センター）	536 人	溶接クラフト科 ＣＡＤ・ＮＣ技術科 機械加工エンジニア科（企業実習付） ものづくりサポート科（短時間） 設備メンテナンス科 電気設備技術科（企業実習付）

		デバイスソフトエンジニア科 ＩＣＴエンジニア科（導入訓練付） ＩＣＴエンジニア科（企業実習付） 橋渡し訓練

② 委託訓練に係る実施規模と分野

・埼玉県は委託訓練を、訓練定員を 320 コース、4,725 人として実施する。※

・これらの訓練受講者の就職率は 75%を目指す。

訓練種別	コース	定　員	主な訓練科目
離職者等再就職訓練	320	4,725 人	介護初任者研修、実務者研修、造園、一般事務、医療事務、IT 事務等
うち長期高度人材育成コース	44	300 人	介護福祉士、保育士、デジタル人材、調理師、栄養士、医療事務、社会福祉士
うちデュアルシステム訓練	9	104 人	医療事務、IT 事務　等
うち母子家庭の母等の自立促進事業	未定		

※前年度からの繰越を含む

（３）公共職業訓練（在職者訓練）

・埼玉県は、機械･介護などの分野のスキルアップのための訓練を 4,500 人の定員で実施する。

・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、1,910 人の定員で実施する。

校　　名	定　　員	主なコース名
ポリテクセンター埼玉（埼玉職業能力開発促進センター）	1,910 人	有接点シーケンス制御の実践技術 電気系保全実践技術 旋盤加工技術 機械保全実践技術 実践機械製図

（４）公共職業訓練（学卒者訓練）

・埼玉県は、主に新規学卒者を対象に機械制御システム科、空調システム科などの訓練を 14 科目、560 人の訓練定員で実施する。

校　　名	定　　員	科　目　名
中央高等技術専門校	150 人	機械制御システム科、空調システム科、情報制御システム科
川口高等技術専門校	120 人	情報処理科、空調システム科
川越高等技術専門校	80 人	金属加工科、電気工事科、木工工芸科
熊谷高等技術専門校	90 人	自動車整備科、建築科
熊谷高等技術専門校秩父分校	20 人	電気設備管理科

春日部高等技術専門校	100 人	自動車整備科、金属加工科、電気設備管理科
合　　計	560 人	14 科目

（５）障害者等に対する公共職業訓練

身体・知的・精神・発達障害者等を対象に訓練を実施する。

①　施設内訓練に係る実施規模と分野

・埼玉県は、知的障害者や精神・発達障害者を対象に職業能力開発センターで、2 科目 20 人の定員で実施する。

・訓練受講者の就職率は 70%を目指す。

校　　名	定　　員	科　目　名
職業能力開発センター	20 人	サービス実務科、職域開発科

②　委託訓練に係る実施規模と分野

・埼玉県は委託訓練を、訓練定員を 180 人として実施する。

訓練種別	定　員	訓練月数
知識・技能習得訓練	15 人	1～3 か月
実践能力習得訓練	151 人	1～3 か月
デュアルシステム訓練	2 人	4 か月
特別支援学校早期訓練	2 人	1 か月
ｅ－ラーニング	10 人	3 か月
合　　計	180 人	―

（６）求職者支援訓練

①　令和 8 年度においては、引き続き、経済状況の悪化により離職を余儀なくされた者、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練機会を提供するため、訓練認定規模 1,163 人を上限とする。

②　訓練内容としては、成長分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。また、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする

③　訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別＼地域別	定員数	全地域	地域ニーズ枠	認定規模の割合
基礎コース	349 人	199 人	150 人	30%
実践コース	814 人			70%
介護福祉分野	163 人			実践コースのうち 20%程度
デジタル系	243 人			〃
IT 分野	49 人			
WEB デザイン分野	194 人			30%程度
医療事務、営業・販売・事務系	204 人			〃 25%程度
その他の成長分野、人材不足分野等	204 人			〃 25%程度
合　計	1,163 人			

・求職者支援訓練のうち、次の割合までは、新規参入となる職業訓練を認定する。

イ　基礎コース　　上限値 30%

ロ　実践コース　　上限値 30%

・申請に関する認定単位期間を１か月とする。

・１つの訓練コースに係る定員は 10 人から 30 人とする。

・地域ニーズ枠は、基礎コースの

①県北地域とし次の地域とする。

熊谷安定所	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄出張所	本庄市、上里町、美里町、神川町
秩父安定所	秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町、横瀬町
行田安定所	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市のうち旧吹上町・旧川里町

②職場復帰支援コースとする。

・地域ニーズ枠は訓練分野や新規参入か否かは問わない。ただし、職場復帰支援コース、新規参入、県北地域の順で優先認定する。

・介護福祉分野は、新規枠のみであり、他の分野の新規参入よりも優先認定する。

・新規枠の余剰定員は実績枠に振替を可能とする。また、実績枠の余剰定員は新規枠に振替を可能とする。

・第４四半期において、余剰定員は基礎コース・実践コース間での振替を可能とする。

・地域ニーズ枠の余剰定員は実績枠に振替を可能とする。

・実践コースの「介護福祉」「デジタル」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「医療事務、営業・販売・事務」に振替を可能とする。

・実践コースの「医療事務、営業・販売・事務」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「その他」に振替を可能とする。

・実践コースの「その他」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「デジタル」に振替を可能とする。

・実践コースの「デジタル」の余剰定員は、同一の認定単位期間の「ＩＴ」と「ＷＥＢデザイン」間の振替を可能とする。
・第３四半期以降の余剰定員の繰り越しは、基礎コース・実践コース間及び実践コースの他の分野に振替を可能とする。
・１実施機関が１認定単位期間に申請できるコースは１コースまでとする。
・各四半期の開講コースにおいて、１実施機関のｅラーニングコースの申請は２コースまでとする（四半期毎の認定状況により変更することがある。）。
・各四半期の開講コースにおいて、１実施機関の認定コース数は１コースを上限とする。ただし、余剰定員がある場合は適用しないことがある。
・申請状況等に応じ、労働局と機構支部で協議の上、定員数を調整することがある。

④　求職者支援訓練修了者の雇用保険適用就職率は、基礎コース 60%、実践コース 63%以上を目標とする。

４　公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設等が行うべき事項等

（１）関係機関の連携

埼玉県内における職業訓練ニーズに応じ、埼玉県、埼玉労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部、有識者、産業界、教育訓練機関等が連携し、必要な訓練を総合的かつ一体的に企画立案、実施する。

また、埼玉労働局と埼玉県等が連携してハローワークにおける就職支援の強化、訓練修了者のスキルが活用できる求人確保を推進する。

令和８年度においても関係者の連携・協力の下に、埼玉県の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進、地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

（２）公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練受講希望者には、本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談を行い、適切な訓練コースの選択を支援する。

受講者数の確保のため、訓練説明会の工夫、ＳＮＳを活用した広報、見学会、オープンキャンパス等での体験型イベントなどの充実を図る。

受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

５　その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

（１）地域リスキリング推進事業

地域に必要な人材確保のため、デジタル等成長分野に関するリスキリングの推進に資する事業（以下「地域リスキリング推進事業」という。）を実施する。

令和８年度に実施予定の事業は以下のとおり。

①　県内中小企業のためのデジタル人材育成事業

なお、令和８年度に実施する地域リスキリング推進事業については、実施地方公共団体・事業名・事業概要等を記載した一覧を令和８年度に開催される地域職業能力開発促進協議会に報告する。

ハロートレーニング（離職者向け）の８年度計画

別紙

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

埼玉県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練（高齢・障害・求職者雇用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け）＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	1,144	0	1,095	0	49
	営業・販売・事務分野	1,008	0	804	0	204
	医療事務分野	180	0	180	0	0
	介護・医療・福祉分野	1,183	40	980	0	163
	農業分野	24	0	24	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	662	0	468	0	194
	製造分野	500	40	0	460	0
	建設関連分野	0	0	0	0	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	698	120	298	76	204
求職者支援訓練（基礎コース）		349				349
合計		5,748	200	3,849	536	1,163
（参考）デジタル分野		1,806	0	1563	0	243

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。